

公 示

九 州 運 輸 局 長
令 和 8 年 9 月 11 日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、
次の事項を記載した申請書を令和8年9月24日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

- 1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2. 事案の件名及びその番号
- 3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第60号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
福8廃5	廃止	西日本鉄道株式会社	福岡県福岡市早良区早良1-16の先	福岡県福岡市早良区脇山1-19-3の先	2.12	R9.3.1	慢性的な乗務員不足のため。	
			福岡県福岡市早良区脇山591-7の先	福岡県福岡市早良区脇山1731-4の先	0.61			
			福岡県福岡市早良区脇山1744-4の先	福岡県福岡市早良区椎原1175-1の先	2.75			
福8廃7	廃止	西日本鉄道株式会社	福岡県福岡市早良区野芥1-9の先	福岡県福岡市城南区梅林2-27-3の先	1.39	R9.3.1	慢性的な乗務員不足のため。	
福8廃8	廃止	西日本鉄道株式会社	福岡県福岡市城南区堤2丁目3の先	福岡県福岡市南区桧原7丁目37-9の先	1.21	R9.3.1	慢性的な乗務員不足のため。	